

再入国の許可により日本に再入国される方へ

再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）により日本に再入国しようとする場合は、日本国大使館又は総領事館で発給される「再入国関連書類提出確認書」に加えて、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内に、新型コロナウイルス感染症に関する検査を受けた上で、所定のフォーマット（※）又は任意の様式（①人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）、②新型コロナウイルス感染症の検査証明内容（検査手法（所定のフォーマットに記載されている採取検体、検査法に限る。）、検査結果、検体接種日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）、③医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語で記載されたもの）を用いて、医療機関からの陰性の証明（以下「出国前検査証明」という。）を取得する必要があります。

また、出国前検査証明は、日本に到着後、原本又はその写しを、入国審査官に対し、再入国関連書類提出確認書とともに提出してください。

入国審査官に対し、これら必要な書類を提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法に基づき、上陸拒否の対象となります。

また、偽変造された出国前検査証明を提出するなどして上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となることがあります。

なお、出国時、航空会社の職員等にも再入国関連書類提出確認書及び出国前検査証明を提示してください。

（※）出国前検査証明のための所定のフォーマットは、外務省、在外公館及び出入国在留管理庁のホームページに掲載されています。